

◎ 第129回定例研究会

4月25日(水)

於:静岡県評会議室

静岡県の公契約条例制定に向けて

—これまでの取組みと論点整理—

林克氏(静岡県評議長)

●公契約条例、作る方向性を明言

川勝知事は大運動知事交渉において、「よい条例を制定する方向で検討」「制定に向けて導入されている県を調査」「最低賃金を上回ることは不可欠」と発言しています。また出納局長は2月議会の答弁で「4月から課長レベルの検討会を設置したい」と答えています。

●賃金をめぐる状況(1)

・建設労働者の賃金下落・労働者減少・高齢化

建設業はバブル後、1996年をピークに、事業所数、労働者数ともに下落しています。賃金も下落し、他の業種と比べてもその幅は大きいです。労働者の中で50歳以上が静岡県においては46.2%となり全国平均以上で、後継者問題が特に深刻です。

・指定管理者で働く労働者の不安定

指定管理期間によって、公募による選定のたびに解雇、賃金引き下げが起こる構造的問題があり、サービスの質の劣化も問題です。

●賃金をめぐる状況(2)

静岡県の人口社会減は、2013年、2014年がワースト2、2015年がワースト5となり、若年労働者が首都圏に流出する現象が顕著です。一方、最低賃金において、静岡県は時給832円に対して、神奈川県は956円と124円の差、1ヶ月では2万数千円の差が出て、建設業の求人や自治体の資格職、技術職の求人が困難になっています。

●なぜ公契約条例?「公契約は賃金問題」

・野田市

①公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、②当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって③市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実施する。

・川崎市

地方公共団体と民間企業が締結する契約に基づき、契約で働く労働者の賃金の最低額を入札・契約の条件として定め、もって、公共事業の品質の確保と労働者の労働環境の整備を図ることを目的として制定する。

●静岡県における運動の流れ

2012年、公契約キャラバン開始。13、14年と実施。

2014年、大運動対県交渉で「公契約条例についても関係部局と連携して検討していきたい」とし、県のチームは、奈良県、岩手県を視察。

2015年、事業所アンケートを実施。

2016年、公契約シンポを開催。

2017年、大運動の対県交渉で「2回目の視察を実施する。」

●先行条例は、賃金をどのように確保しているか?

- ・自治体と事業者が、それぞれの責務を明記。
- ・労働環境の整備を図ることを方針に明記。
- ・労働報酬下限額を定める。
- ・労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。
- ・事業者は資料の提出又は立入調査に応じる。

●全国の都道府県の公契約条例

- ・愛知—労働条件より社会的な価値
- ・岐阜—不十分だが下請負人まで及ぶ努力
- ・奈良—目標が低いわりに煩雑な手続き
- ・岩手—地元事業者に配慮、下限書き込む環境整備?

●今後の政策・運動課題

- ・そもそも何のために公契約条例をつくるのか?
- ・賃金下限額設定の必要性とそれを守らせる方策。
- ・相対的に、よりましな方策は?
- ・静岡県の総合評価方式はどの程度か?
- ・委託や指定管理者においての入札・選定の状況。

*連絡先: 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>